

# 菊川市補助金等の見直し指針

平成18年4月

菊 川 市

# 目 次

はじめに	1
1. 補助金見直しのあり方	1
(1) 現状と課題	1
(2) 見直しの視点	2
(3) 見直しの重点事項	2
2. 補助金の見直しに関する基準	3
3. 補助金の積極的な情報公開	4

## はじめに

本市の補助金は、菊川市補助金交付規則に基づき申請、実績報告など事務手続きを規定しているが、補助金採択等に関する明確な基準がないため、一旦予算化されると、事業実績による効果を評価しないまま長年にわたり継続して交付している例が見受けられる。このため、補助が既得権化し公平性が損なわれるとともに、現在の社会情勢に合わない制度が存続している。そして、交付されている団体も補助金への依存を強め、自らの力で運営を行う姿勢が希薄になりがちである。

加えて、市の財政状況は大変厳しく、将来にわたり安定的な財政基盤を確立するためには歳出構造を見直す必要があり、補助金についても明確な基準を設け抜本的に見直す必要がある。

なお、見直しにあたっては、単に縮減、廃止ということではなく、市民や市民団体など多様な主体と行政との「協働」を前提にすることが重要であり、「協働」に対する市民の理解と行政の意識改革の中で、公平性・透明性・公益性を確保し、市民の利益に役立つような活動に対して支援する新たな仕組みとして、市民参加を原点とする補助金制度を構築するため本指針を定める。

## 1. 補助金見直しのあり方

### (1) 現状と課題

#### ①現状

景気の回復に伴い市税は、平成18年度の予算編成において2億3千万円余（前年度比3.7%）の歳入増となり、歳入総額においても4億7千万円余（前年度比2.9%）の増収となった。

しかしながら、三位一体改革による補助金、地方交付税の見直しによる影響は大きく、また、歳出についても合併後直ちに行政経費が削減できないことや大型継続事業、懸案事業を大きく抱えており歳入不足を起債や財政調整基金の取り崩しにより補っている状況にある。

このため、行財政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行財政改革に取り組んでいる。

#### ②課題

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきた。

しかし、一方で次のような弊害が見受けられるのも事実である。

#### ア 補助の長期化による既得権化

一旦予算化された補助金は長期化することが多く、全体の公平

性が損なわれるとともに、社会情勢が変化してもなかなか見直せない。

#### **イ 交付団体の自立の阻害**

交付される団体も補助金への依存を強め、自己財源の確保など自らの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがち。

#### **ウ 補助金の適正な執行の見直し**

補助金を交付する行政側についても、交付することで目的が達せられたとし、補助金の使途について真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがち。

### **(2) 見直しの視点**

#### **①公益性、必需性の視点**

多様な主体と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要がある。補助金を含めた行政サービスの公共性について、公益性と必需性の2つの観点から公共性を判断する。

#### **②財政的視点**

恒常的に交付している補助金、すでに補助目的を達成した補助金、統合可能な補助金等について見直しを進めることにより、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。

#### **③客観的視点**

補助金交付のあり方を客観的に判断する交付基準を策定し、公平、公正な検討を行う。

### **(3) 見直しの重点事項**

#### **①事業費補助への移行**

補助金は、本来事業費を対象に補助すべきであり、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援を行うことが必要であると判断された場合に補助金を交付する。

#### **②団体運営費補助**

補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していく。

しかしながら、団体の設立時などの初期段階において、運営基盤が脆弱である場合は、協働に向けたパートナー育成の観点から、原則外として一部認めるが、その際には、終期を必ず定める。

#### **③終期の設定**

補助の長期化による既得権化の弊害をなくすため、定期的な見直しを行うため、終期を設定する。新たな補助金については、開始時に終期を設定

し、既存の補助金は改めて終期を設定する。

なお、終期は3年以内を原則とする。

## 2. 補助金の見直しに関する基準

補助金見直しのあり方に基づき、以下の交付基準を定め、基準に基づいた適正な補助金の見直しを行う。

### 補助金交付基準

項 目	基 準 内 容
事業の目的・内容	(1) 公益性、必需性 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるものであって、特定の者のみの利益に終わることのないもの</li> <li>②教育・文化・芸術・スポーツ等の推進に著しく貢献するもの</li> <li>③市の施策として、事業を団体や個人に積極的に推進しようとするもの</li> <li>④地域の経済、産業の振興、雇用の促進の分野において、市が積極的に普及、支援する上で、事業の推進を図るための援助が必要なもの</li> </ul>
	(2) 有効性、適時性 <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金の交付に対して効果が認められること。</li> <li>②事業活動の目的・視点・内容などが社会、経済情勢に合致していること。</li> <li>③多様な主体と行政との役割分担の中で真に補助すべき事業であること。</li> </ul>
補助の適格性	(1) 補助金支出の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること。</li> <li>②補助金の支出目的、支出範囲が憲法第89条等の法令の規定に抵触しないこと。</li> <li>③他に同様の目的をもった補助金がないこと。</li> <li>④補助金として支出することに妥当性があること。</li> </ul>
	(2) 団体等の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>①団体等の会計処理及び補助金の使途が適正であること。</li> <li>②団体等の設立目的、事業内容と補助の目的との整合がとれていること。</li> <li>③団体等の決算における繰越金（剰余金）が、補助しようとする額から判断し、妥当であること。</li> </ul>

項 目		基 準 内 容
補助対象経費	(1) 対象経費	①交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費が含まれていないこと。 ②補助率は原則として2分の1以内となっていること。
補助期間	(1) 終期の設定	①市単独補助金は、原則として3年以内の終期が設定されていること。 ②国・県等の制度によるものは、国・県等の終期に合わせて終期が設定されていること。なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。

### 3. 補助金の積極的な情報公開

市民には、どのような事業に補助金が使われているか認識できない場合が少なくない。

補助金の情報を公開することにより、市民の補助金に対する意識が高まり、これまで行政と補助対象者との間だけで行き来していた補助金が、より多くの市民の目を通して適正化の方向へ導かれ、補助金の活性化を促すことにつながる。

このため、補助金の実績評価（本年度から実施する行政評価）について、広報やホームページ等を活用し、積極的な情報の公開を行う。